

自動車税 種別割 環境性能割 の概要

熊本県自動車税事務所

令和4年(2022年)4月(令和6年4月修正)

1 自動車税種別割

自動車税種別割は、自動車という財産の所有に対して課税される財産課税の一種です。

令和元年(2019年)10月1日より、消費税率10%引上げに併せて、「自動車税」は、「自動車税種別割」に名称が変更されました。

▶ 自動車税の概況

項目	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
県税収入		158,958	151,785	169,378	160,869	158,020	154,442
自動車税 (種別割)		21,379	21,321	21,730	22,026	22,031	21,949
自動車税の割合		13.4	14.0	12.8	13.7	13.9	14.2
課税台数		613,221	612,426	622,444	628,954	631,162	631,053

上の表のとおり、自動車税は県税収入の約13~15%を占める県の重要な財源です。

資料出所: 県税決算書

▶ 納める人(納税義務者)

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・軽自動車等を除きます)の所有者です。
ただし、売主(所有者)がその所有権を留保しているものは、買主(使用者)です。

▶ 納める額

1. 自動車の種類(乗用車・トラック・バス等)や用途(営業・自家用)、排気量等によって年税額が定められています(詳細は、次項税額表のとおりです)。
2. 自動車税種別割は、4月1日午前0時(賦課期日)時点の所有者に年税額で課税されますが、賦課期日後に自動車を購入(新規登録)したり廃車(抹消登録)した場合は、月割りの税額で課税されます。

(例) ①排気量が1,300ccの自家用乗用車を7月に新規登録した場合(8月~翌3月の8か月分)
 $30,500円 \times 8/12月 = 20,300円$ (100円未満切捨)

②排気量が1,300ccの自家用乗用車を8月に抹消登録した場合(4月~8月の5か月分)
 $30,500円 \times 5/12月 = 12,700円$ (100円未満切捨)
(年額30,500円納付済みの場合は、17,800円還付されます。)

※R1.10.1以降に初回新車登録した車両の税額

▶ 自動車税種別割の税額表（年額）

令和元年（2019年）10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車とキャンピング車は、税率が引き下げられました。

主な車種の税率は次のとおりです。

ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			営業用	自家用	
				R1.10.1以降に初回 新規登録したもの	R1.9.30以前に初回 新規登録したもの
3 又は 5	乗 用 車	総排気量が ¹ 1,000cc以下	7,500	25,000	29,500
		総排気量が ¹ 1,000ccを超え1,500cc以下	8,500	30,500	34,500
		総排気量が ¹ 1,500ccを超え2,000cc以下	9,500	36,000	39,500
		総排気量が ² 2,000ccを超え2,500cc以下	13,800	43,500	45,000
		総排気量が ² 2,500ccを超え3,000cc以下	15,700	50,000	51,000
		総排気量が ³ 3,000ccを超え3,500cc以下	17,900	57,000	58,000
		総排気量が ³ 3,500ccを超え4,000cc以下	20,500	65,500	66,500
		総排気量が ⁴ 4,000ccを超え4,500cc以下	23,600	75,500	76,500
		総排気量が ⁴ 4,500ccを超え6,000cc以下	27,200	87,000	88,000
		総排気量が ⁶ 6,000ccを超えるもの 電気自動車	40,700 7,500	110,000 25,000	111,000 29,500

ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			営業用	自家用	
1 又は 4	ト ラ ク ク	積載量が1t以下	6,500	8,000	
		積載量が1tを超え2t以下	9,000	11,500	
		積載量が2tを超え3t以下	12,000	16,000	
	貨 客 兼 用 車	1 t 以 下	電気自動車 排気量が ¹ 1,000cc以下	10,200	13,200
			排気量が ¹ 1,000ccを超え1,500cc以下	10,200	13,200
		以 下	排気量が ¹ 1,000ccを超え1,500cc以下	11,200	14,300
			排気量が ¹ 1,500ccを超えるもの	12,800	16,000
		2 t 以 下	電気自動車 排気量が ¹ 1,000cc以下	12,700	16,700
			排気量が ¹ 1,000ccを超え1,500cc以下	12,700	16,700
	排気量が ¹ 1,000ccを超え1,500cc以下	13,700	17,800		
排気量が ¹ 1,500ccを超えるもの	15,300	19,500			

ナンバー	車種	区 分	税 額(円)		
			営業用	自家用	
8	特 種 車	霊きゆう車	12,000	16,000	
		キャンピングトレーラー等	普通自動車に属するもの	10,200	
			小型自動車に属するもの	5,300	
			その他		
		普通自動車に属するもの	27,500	36,000	
		四輪以上の小型自動車に属するもの	17,500	23,500	
三輪の小型自動車に属するもの	8,500	11,000			

ナンバー	車種	区 分	税 額(円)	
			R1.10.1以降に 初回新規登録したもの	R1.9.30以前に 初回新規登録したもの
8	特 種 車	キャンピング車		
		総排気量が ¹ 1,000cc以下	20,000	23,600
		総排気量が ¹ 1,000ccを超え1,500cc以下	24,400	27,600
		総排気量が ¹ 1,500ccを超え2,000cc以下	28,800	31,600
		総排気量が ² 2,000ccを超え2,500cc以下	34,800	36,000
		総排気量が ² 2,500ccを超え3,000cc以下	40,000	40,800
		総排気量が ³ 3,000ccを超え3,500cc以下	45,600	46,400
		総排気量が ³ 3,500ccを超え4,000cc以下	52,400	53,200
		総排気量が ⁴ 4,000ccを超え4,500cc以下	60,400	61,200
		総排気量が ⁴ 4,500ccを超え6,000cc以下 総排気量が ⁶ 6,000ccを超えるもの	69,600 88,000	70,400 88,800

▶ 自動車税種別割のグリーン化税制

グリーン化税制とは、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車税種別割に盛り込まれた制度です。概要は以下のとおりです。

1 環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。（初回新規登録の翌年度の1年間のみ）。

令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までに初回新規登録した自動車

特例対象車				税率	軽減される期間
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 ※1				概ね75%軽減	初回新規登録の翌年度(1年間)分のみ軽減
ガソリン車 LPG車	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	営業用の乗用車	概ね75%軽減	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成		※2 概ね50%軽減	
ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成		概ね75%軽減	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成		※2 概ね50%軽減	

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

※2 令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)までに初回新規登録した自動車が対象

2 環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ（重課）されます。

令和6年度(2024年度)の自動車税種別割

特例対象車		特例対象車の初回新規登録の時期	車種	税率	重課の期間
ガソリン・LPG車	初回新規登録から 13年 を経過した自動車	平成23年(2011年)3月31日以前	バス、トラック	概ね10%上乗せ	重課となった年度から抹消登録されるまで
			バス、トラック以外	概ね15%上乗せ	
ディーゼル車	初回新規登録から 11年 を経過した自動車	平成25年(2013年)3月31日以前	バス、トラック	概ね10%上乗せ	
			バス、トラック以外	概ね15%上乗せ	

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

▶ 自動車税種別割を納める方法

県が送付する納税通知書により、5月31日までに最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各広域本部収税課（税務課）、各地域振興局、自動車税事務所で納めてください。

また、納税通知書（納付書）に印字されたバーコード情報をお手持ちのスマートフォン決済アプリで読み取って、クレジットカードや電子マネー、インターネットバンキングで納付することもできます。

▶ 車検用納税証明書について

車検を受けるときは、県発行の納税証明書を運輸支局で提示することで自動車税の納税を確認していましたが、平成27年（2015年）4月1日から電子化された納税情報により、運輸支局において自動車税（種別割）の納税確認が行われているため、車検時の納税証明書の提示が不要になっています。

なお、納税証明書は引き続き発行しており、これまでどおり納税証明書を提示する方法により車検を受けることもできます。

また、金融機関の窓口等で自動車税種別割を納付されてから、運輸支局で納税確認ができるまで、概ね1～3週間かかります。納付後すぐに車検を受けられる場合（運輸支局で納税確認ができない場合）は、納税証明書を提示する必要がありますので、納税通知書に添付されている紙の納税証明書は（車検証と一緒に）大切に保管してください。

▶ 口座振替制度の手続について

納期限に指定の金融機関の預金口座から、自動的に振替によって納税する制度です。支払いの手間が省けて、現金を取り扱わないため便利で安全です。

口座振替を申し込む場合は、各広域本部収税課（税務課）、自動車税事務所及び金融機関の窓口申込書がありますので、所定の事項を記入のうえ、金融機関の窓口へ提出してください。翌年度分からあなたの名義の車はすべて口座振替になります。

注意→自動車をもつ3台の場合、「2台だけを口座振替」と選択することができませんのでご了承ください。

▶ 自動車税種別割の還付について

自動車を抹消登録した場合、自動車税種別割をすでに全額（年税額）納めていれば、抹消登録された日の翌月以降分が月割で納税義務者に還付されます。

注意→車を譲られた（名義変更された）場合の還付はありません。

▶ 住所を変更された場合

住所を変更された場合は、運輸支局で自動車の変更登録を行ってください（運輸支局で変更登録をされると自動車税種別割の納税通知書の送付先も変更になります。）。

ただし、変更登録に時間がかかる場合は納税通知書に同封している「自動車税種別割送付先変更届」を送付してください。

なお、パソコンまたはスマートフォンからも「電子申請サービス」を利用して、納税通知書の送付先変更が可能です。

<https://logoform.jp/form/x4b6/395610>

▶ 減 免

減免とは、税金を納める人に特別な事情があるときに、納税の義務の全部又は一部を免除することです。減免の対象となる自動車の主な例は次のとおりです。

- 災害によって被害を受けた自動車
- 障がい者の方等が所有し、使用する自動車（家族の方や障がい者だけで構成される世帯の方を常時介護する方が、障がい者の通院・通学・通所・生業のために運転する場合を含む。）
- 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の設置者が所有するバスで、主として幼児又は児童の送迎に利用されるもの。

○身体障がい者等の方々に対する減免制度

減免申請をするときに必要なもの

本人運転か家族運転（障がい者の方と生計を一にする（同居）方が運転する場合などに限る。）かで、必要なものが変わります。

- 本人運転：身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
車検証、運転免許証 等
- 家族運転：身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
車検証、運転免許証 等

次のいずれか

- 障がい者の通院の場合：病院の通院証明書
- 障がい者の通学の場合：学校の通学証明書
- 障がい者の通所の場合：通所証明書
- 障がい者の生業の場合：通勤証明書、所得証明書など

※障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。

減免申請の提出期限

- 3月31日以前から自動車を持っている人は、その年の6月30日まで。
- 4月1日以降に車を持つようになった人は、その自動車の登録をした日の翌日から30日を経過する日まで。
 - ①他の人から中古車を譲り受けた人や、身障者手帳などの交付を受けた人は、翌年度の6月30日までに申請書の提出が必要です。
 - ②障がい者等が運転する自動車で、既に減免申請書が受理されているものは、以後の年度においては状況の変更がない限り申請の必要はありませんが、5月に送付される減免（継続）通知書に添付されている「現況報告書（はがき）」を必ず提出してください（提出がない場合は、減免を取り消しますのでご注意ください）。
なお、車を買替えたときには、改めて申請が必要です。
 - ③精神保健福祉手帳の場合は、毎年申請が必要です。

▶ 名義変更・登録抹消について（お願い）

自動車を売ったり、下取りに出したり、廃車したときは、必ず熊本運輸支局（電話 050-5540-2086）で所定の登録手続きを行ってください。登録をそのままにしておくと自動車税種別割がいつまでもあなたに課税されることになります。

登録手続を他人に依頼した場合は、確実にそれがなされているかどうかの確認が必要です。
なお、運輸支局に「現在登録事項等証明書」の請求（300円）をされますと、あなたの自動車の登録状況がわかります。

自動車を抹消登録（廃車） するときに必要なもの

- ◎自動車検査証
- ◎ナンバープレート（自動車登録番号標）
- ◎印鑑証明書（所有者のもの）
- ◎印鑑（印鑑証明書に押印のもの）又は委任状
- ◎自動車抹消登録申請書
※申請を委任するときは、委任状が必要です。
- ◎手数料納付書
- ※その他
（注）自動車リサイクル法の施行に伴い、自動車を解体した場合は別途書類が必要となります。

自動車を移転登録（譲渡） するときに必要なもの

- ◎自動車検査証
- ◎印鑑証明書（新旧所有者のもの）
- ◎印鑑（印鑑証明書に押印のもの）又は委任状
- ◎譲渡証明書
- ◎自動車の保管場所証明書
- ◎移転登録申請書
※申請を委任するときは、委任状が必要です。
- ◎手数料納付書
- ※その他

※ 他にも必要なものがある場合がありますので、詳しくは熊本運輸支局（電話050-5540-2086）に問い合わせください。

▶ 自動車税種別割Q & A

Q 自動車を譲渡したり、廃車したにもかかわらず、納税通知書が届きました。なぜですか。

A 自動車税種別割は、4月1日午前0時現在の所有者に課税されます。

4月1日にお持ちでない自動車の納税通知書が届いた場合は、3月末までに管轄の運輸支局において名義変更や抹消登録の登録手続きがされていない可能性があります。代理人（自動車販売業者等）にこれらの登録手続きを依頼した方は、手続きが完了しているかどうか確認を行ってください。

まだ、手続きがお済みでない方は、次年度に向けて速やかに手続きを行ってください。行われていない場合は、次年度以降も自動車税種別割が課税されます。

2 自動車税環境性能割

令和元年（2019年）10月1日より、消費税率10%引上げに併せて、「自動車税環境性能割」が導入されました。

環境性能割は、自動車の取得者に課される税金です。

▶ 納める人（納税義務者）

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・二輪車及び軽自動車を除きます）を取得した人。ただし、市町村税である軽自動車の環境性能割については、当分の間、都道府県が市町村に代わって賦課徴収しています。

▶ 納める額

$$\boxed{\text{（自動車の通常の取得価額）}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※ 税率については、「税率」の項目を参照

▶ 自動車の通常の取得価額とは

自動車の取得のために通常要する価額です。この価額には、自動車の本体に取り付けられ、その自動車と一体になっているもの（例えばカーナビゲーション、ETC車載器など）も含まれます。

自動車は、新車、中古車を問いません。なお、無償で自動車を取得したり、その他交換などによって自動車を取得した場合にも、同車種の通常の取引価格によって課税されます。

「付加物」として取得価額に含むものの例示

カーナビゲーション、ETC車載器、エアコン、ドライレコーダー、カメラ(リヤ、バック等)、モニターオーディオ(CD、DVD等)、スピーカー、オートアンテナ、ミラー類(ワイドルームミラー等)、バイザー類、エアバッグ、ランプ類(フォグラмп等)、泥除け、盗難防止装置、パール塗装、コーティング加工等
ルーフラック、ナンバープレートフレーム、その他自動車に付加して一体となっているもの

「付加物ではない」ため取得価額に含まないものの例示

カバー類(シートカバー等)、マット類(フロアマット等)
ヘッドレスト、ETCセットアップ費用、チャイルドシート
スペアタイヤ、タイヤチェーン
標準装備される工具、洗車用具など

▶ 免税点

通常の取得価額が50万円以下の場合には、課税されません。

▶ 申告と納税

運輸支局で自動車の登録又は届出をするときに、自動車税事務所へ「自動車税（環境性能割・種別割）申告書」を提出してください。申告書の提出と併せて税金を納付していただきます。

▶ 減 免

○障がい者等の減免

一定の要件のもとに障がい者の方等が所有し、使用するために取得したと認められる自動車に係る環境性能割については、申請すると減免が受けられる制度があります。この障がい者の方等の要件は、種別割の減免の要件と同じです。

※減免の申請期限：自動車の登録（申告）日の翌日から起算して30日を経過する日まで

○災害減免

災害により滅失又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6か月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合には、環境性能割の減免を受けることができます。

※減免の申請期限：被災自動車に代わる自動車の取得から2か月以内

税 率

① 登録車の環境性能割の税率

区 分	税率	コード
電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車※1	非課税	50
プラグインハイブリッド自動車		51

※1 平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

R12基準: 令和12年度燃費基準
R2基準: 令和2年度燃費基準

【乗用車】

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率			
			自家用	営業用	コード	
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリッド車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	R12基準85%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準123%達成	非課税		01	
		R12基準80%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準116%達成	1.0%	非課税	02	
		R12基準70%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準102%達成	2.0%	0.5%	03	
		R12基準60%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準達成	3.0%	1.0%	04	
		上記以外のもの		3.0%	2.0%	05
		LPG車	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	R12基準85%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準123%達成	非課税	
R12基準80%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準116%達成	1.0%			非課税	07	
R12基準70%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準102%達成	2.0%			0.5%	08	
R12基準60%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準達成	3.0%			1.0%	09	
上記以外のもの				3.0%	2.0%	10

R12基準: 令和12年度燃費基準
R2基準: 令和2年度燃費基準

【乗用車】

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率			
			自家用	営業用	コード	
ディーゼル車 ※本区分には、同車種のディーゼルハイブリッド車を含む	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	R12基準85%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準123%達成	非課税		11	
		R12基準80%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準116%達成	1.0%	非課税	12	
		R12基準70%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準102%達成	2.0%	0.5%	13	
		R12基準60%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準達成	3.0%	1.0%	14	
		上記以外のもの		3.0%	2.0%	15
		上記以外の乗用車			3.0%	2.0%

自家用の乗用車に適用されていた臨時的軽減(各税率から1%を減ずる特例措置)はR3.12.31に終了しました。
また、H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつコード19~22に該当しないディーゼル車の経過措置はR4.3.31に終了しました。

【2. 5t以下のトラック】

R4基準：令和4年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		コード	
			自家用	営業用		
ガソリン車	車両総重量 2.5t以下の トラック <small>※本区分には、同車種 のガソリンハイブリット車 を含む</small>	(★★★★) 平成30年排出ガス 基準50%低減 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減 達成車	R4基準105%達成	非課税		16
			R4基準達成	1.0%	0.5%	17
			R4基準95%達成	2.0%	1.0%	18
上記以外のもの(ディーゼル車等)			3.0%	2.0%	19	

【2. 5t超3. 5t以下トラック】

R4基準：令和4年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		コード	
			自家用	営業用		
ガソリン車	車両総重量 2.5t超3.5t以下 のトラック <small>※本区分には、同車種 のガソリンハイブリット車 を含む</small>	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	R4基準達成	非課税		31
			R4基準95%達成	1.0%	0.5%	32
		(★★★)	R4基準105%達成	非課税		33
			R4基準達成	1.0%	0.5%	34
			R4基準95%達成	2.0%	1.0%	35
		上記以外のもの			3.0%	2.0%
ディーゼル車	車両総重量 2.5t超3.5t以下 のトラック <small>※本区分には、同車種 のディーゼルハイブリット車 を含む</small>	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準値よりNox・PMともに 10%低減達成車	R4基準達成	非課税		36
			R4基準95%達成	1.0%	0.5%	37
			R4基準105%達成	非課税		38
			R4基準達成	1.0%	0.5%	39
			R4基準95%達成	2.0%	1.0%	40
		上記以外のもの			3.0%	2.0%

【3. 5t超トラック】

H27基準：平成27年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		コード	
			自家用	営業用		
ディーゼル車	車両総重量 3.5t超の トラック <small>※本区分には、同車種 のディーゼルハイブリット車 を含む</small>	平成28年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準値よりNox・ PMともに10%低減 達成車	H27基準+15%達成	非課税		46
			H27基準+10%達成	1.0%	0.5%	47
			H27基準+5%達成	2.0%	1.0%	48
		上記以外のもの			3.0%	2.0%
上記以外のトラック(被けん引等)			3.0%	2.0%	52	

先進安全自動車(ASV)に係る特例措置(初回新規登録時における軽減措置)

(令和5年4月1日から令和6年4月30日まで)

対象車両	対象装備	車両総重量	取得価格からの控除額	コード
トラック (トレーラー(被けん引車)を除く)	側方衝突警報装置 + 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	8t 超	350万円	06
トラック (トレーラー(被けん引車)を除く)	側方衝突警報装置	8t 超	175万円	07

【3. 5t以下バス】

R2基準：令和2年度燃費基準
H27基準：平成27年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		コード
			自家用	営業用	
ガソリン車	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車	R2基準105%達成	非課税		20
		R2基準達成	1.0%	0.5%	21
	(★★★) 平成30年排出ガス 基準25%低減 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減 達成車	R2基準110%達成	非課税		22
		R2基準105%達成	1.0%	0.5%	23
	R2基準達成	2.0%	1.0%	24	
	上記以外のもの		3.0%	2.0%	30
ディーゼル車	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準値よりNox・PMともに 10%低減達成車	R2基準105%達成	非課税		25
		R2基準達成	1.0%	0.5%	26
	平成21年排出 ガス基準適合	R2基準110%達成	非課税		27
		R2基準105%達成	1.0%	0.5%	28
	R2基準達成	2.0%	1.0%	29	
	上記以外のもの		3.0%	2.0%	30

【3. 5t超バス】

H27基準：平成27年度燃費基準

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		コード
			自家用	営業用	
ディーゼル車	平成28年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準値よりNox・ PMともに10%低減 達成車	H27基準+15%達成	非課税		42
		H27基準+10%達成	1.0%	0.5%	43
		H27基準+5%達成	2.0%	1.0%	44
	上記以外のもの		3.0%	2.0%	45
上記以外のバス		3.0%	2.0%	52	

先進安全自動車(ASV)に係る特例措置(初回新規登録時における軽減措置)

(令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

対象車両	対象装備	車両総重量	取得価格からの控除額	コード
バス等	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	-	175万円	08
トラック (トレーラー(被けん引車)を除く)	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	3.5t超	175万円	09

衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)、車両安定性制御装置(EVSC)、車線逸脱警報装置(LDWS)は、全車装着義務化済み

② 軽自動車の環境性能割の税率

区 分	税率	コード
電気軽自動車(燃料電池軽自動車含む) 天然ガス軽自動車※1	非課税	09

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車

R12基準: 令和12年度燃費基準

R2基準: 令和2年度燃費基準

【乗用車】

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用	営業用	コード
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリット車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	R12基準80%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準116%達成	非課税		01
		R12基準70%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準102%達成	1.0%	0.5%	02
		R12基準60%達成 かつ R2基準達成 R12基準算定未了の場合 R2基準達成	2.0%	1.0%	03
		上記以外のもの	2.0%	2.0%	04

※2 R2年度燃費基準については、R12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に適用

自家用の乗用車に適用されていた臨時的軽減(各税率から1%を減ずる特例措置)はR3.12.31に終了しました。

【2.5t以下のトラック】

R4基準: 令和4年度燃費基準

区 分	排ガス要件	燃費要件	税率		コード
			自家用	営業用	
ガソリン車 ※本区分には、同車種のガソリンハイブリット車も含む	(★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車	R4基準105%達成	非課税		05
		R4基準達成	1.0%	0.5%	06
		R4基準95%達成	2.0%	1.0%	07
上記以外のもの			2.0%	2.0%	08
上記以外の軽自動車			2.0%	2.0%	10

▶ 環境性能割Q&A

Q 自動車の所有者が死亡し、家族に移転登録する場合は自動車税環境性能割を納付する必要はありますか？

A 自動車の所有者が死亡し、法定相続人がその自動車を相続により取得した場合には自動車税環境性能割は課税されません。

市町村への交付

県に取められた自動車税環境性能割の 44.65%に相当する金額は、県内の市町村に交付されます。

また、政令市には自動車税環境性能割の 33.25%に相当する金額に県内の国道・県道のうち政令市に所在する国道・県道の割合を乗じた金額が加算して交付されます。

3 自動車と税金

	国 税	県 税	市町村税
自動車を取得した時	自動車重量税	自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割
自動車を所有（保有）している時	自動車重量税 （車検を受けるとき）	自動車税種別割	軽自動車税種別割
運転する場合（燃料）	揮発油税（ガソリン） 地方揮発油税（ガソリン） 石油ガス税（LPG）	軽油引取税（軽油）	

4 自動車税の課税に関する問い合わせ先

事務所名	電話番号	FAX番号	所在地
熊本県 自動車税事務所	(096)368-4020	(096)368-2299	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

5 自動車税種別割の納付に関する問い合わせ先

広域本部名	電話番号	お住まいの地域	所在地
熊本県 県央広域本部 税務部 収税第一課・第二課	(096)333-3214	熊本市中央区	〒862-8571 熊本市中央区水前寺 6丁目18番1号 県庁行政棟新館1階 (096)333-3210(代)
	(096)333-3215	熊本市西区、北区	
	(096)333-3212	熊本市南区、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡	
	(096)333-3213	熊本市東区	
熊本県 県北広域本部 総務部 収税課	(0968)25-4272	菊池市、合志市(須屋)	〒861-1331 菊池市隈府1272-10 (熊本県菊池総合庁舎内)
	(0968)25-4115	荒尾市、玉名市、山鹿市、玉名郡	
	(0968)25-4116	合志市(須屋除く)、阿蘇市、菊池郡、阿蘇郡	
熊本県 県南広域本部 総務部 収税課	(0965)33-2184	八代市(坂本町、東陽町、泉町を除く)、水俣市、八代郡、葦北郡	〒866-8555 八代市西片町1660 (熊本県八代総合調査内)
	(0965)33-3236	八代市(坂本町、東陽町、泉町)、人吉市、球磨郡	
熊本県 天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4370	天草市、上天草市、天草郡	〒863-0013 天草市今釜新町3530 (熊本県天草総合庁舎内)

(その他の問い合わせ先)

登録車(普通車)に関する手続き：熊本運輸支局

(熊本市東区東町4丁目14番35号) 電話 050-5540-2086

軽自動車に関する手続き：軽自動車検査協会

(熊本市東区東本町16番3号) 電話 050-3816-1758

軽自動車税種別割：各市町村